

民生福祉常任委員会
産業建設常任委員会
連合審査会記録

平成26年3月4日

【開催日】 平成26年3月4日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後1時40分

【出席委員】

(民生福祉常任委員会)

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

(産業建設常任委員会)

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一朗	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	議員	岡山明
----	------	----	-----

【執行部出席者】

市民生活部長	川上賢誠	産業建設部長	服部正美
環境課長	佐久間昌彦	環境課長補佐	幡生隆太郎
都市計画課長	高橋敏明	都市計画課長補佐	和氣康隆
都市計画課計画開発係主任	壹岐雅紀		

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係長	坂根良太郎
庶務調査係主任	角紀子		

【審査事項】

- 1 議案第33号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

下瀬俊夫委員長 ただいまから、民生福祉常任委員会と産業建設常任委員会の
連合審査を行います。議案の付託は民生福祉常任委員会ですが、議案の
内容が産業建設常任委員会にかかわるということで、会議規則第 1 0 2
条の規定により、民生福祉常任委員会と産業建設常任委員会との連合審
査会を行うことにしました。きょうは基本的には、民生福祉常任委員会
が中心となって審議を進めるということ、きょうは質疑だけというこ
とになりますので、よろしく願いいたします。それでは議案第 3 3 号
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について議題
といたします。それでは執行部側の説明をお願いします。はい、高橋課
長。

高橋都市計画課長 手数料徴収条例の改正について、都市計画分から先に御説
明させていただきます。参考資料山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照
表をごらんください。別表 1 0 に規定する優良宅地造成認定申請及び優
良住宅新築認定申請手数料等について改正するものです。これらの事務
は山口県の事務処理の特例に関する条例により委譲を受けているもので、
租税特別措置法の改正に伴う事務の追加及び山口県の手数料が改正され
たため、本市においても山口県と同額の手数料とするものです。都市計
画については以上です。

佐久間環境課長 それでは議案第 3 3 号の環境課分について御説明をいたしま
す。同じく参考資料の 3 ページをお願いいたします。改正は別表第 1 3
の 1 3 番の理容所検査手数料から 5 ページの 1 9 番化製場設置等許可申
請手数料でございます。いずれも現行の手数料はその内訳で課税分と非
課税分、人件費でございますが、分かれております。その課税分のみの
消費税改正に伴います増額でございます。3 ページの理容所検査手数料
で御説明いたしますと、現行の手数料は現在 1 万 6, 0 0 0 円で、その
うち非課税分が 1 万 4, 5 0 5 円。印刷製本費等の課税対象分が 1, 4
9 5 円という内訳になっております。この 1, 4 9 5 円の課税分に対し
て、3 %の増税ということで 4 2 円となりますが、1 円の位を切り捨て
まして、4 0 円の増額となっております。他の手数料も同様な手法で計
算されております。山口県からの権限委譲事務という関係で県の改正と
あわせて改正をいたすものであります。以上です。

下瀬俊夫委員長 説明は以上ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それでは

以上で説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。河崎議員。

河崎平男委員 この手数料に関しての件数というものは何件ぐらい予想しよってんですか。

高橋都市計画課長 都市計画課分につきましては委譲事務を受けて、審査対象件数は今までございませんでした。以上です。

幡生環境課長補佐 昨年ですが、今改正の手数料の中で理容所の関係が24年は5件ありました。クリーニング所については1件ございました。以上でございます。

大井淳一郎委員 改正前と改正後を見ますと、例えば優良宅地造成認定申請手数料のアにあたる部分の変動がございますけど、そのほかは変動がないと。あるものもないものがあるんですけど、これについての整合性について質問します。

和氣都市計画課長補佐 今回金額が上がるもの、それと変わらないものがございますが、上がるものにつきまして、県と同額ということで県のほうに確認した内容になりますが、これに処理に要する時間、それに伴う人件費ですね、それと消耗品などを見直した結果、端数処理の関係もありますがそれによりまして、アの項目については1,000円上がったということでございます。

大井淳一郎委員 確認ですが、環境課関係の手数料と違って、これは消費税の増税は影響していないということよろしいでしょうか。

和氣都市計画課長補佐 消費税の増税に伴うものではございません。

岩本信子委員 ちょっとよくわからないんでお聞きするんですけど。優良宅地造成って、先ほどから見たら、優良住宅とかあるんですけど、これは優良ではない部分もあるんですか、どうなんですか。その辺をお聞きしたいんですか。

高橋都市計画課長 基本的にこの優良の申請をされるというのは、売り主に対する租税特別措置法の適用でありまして、これを取らないから不良とか、優良という意味ではございません。この優良の認定を取られると、売り

主に対して税法上の特典があるとそういう御理解をいただければと思います。以上です。

中島好人委員 これは県からの委譲ですけど、仕事は地方に回って金は回ってこないと、こういう流れになるのかどうか。要するに仕事はふえても、これ県からの分で、県から何ぼか手当分としておりてくるのかどうか、その辺についてお尋ねしたい。

高橋都市計画課長 交付金として、こういった申請物については交付金として県から歳入があるわけですが、本件の場合は今まで例がございませんでしたので、交付の措置はございませんでした。以上です。

佐久間環境課長 環境課分ですが、県から負担金という形で入ってきます。ちょっと今は細かい額は覚えておりません。

松尾数則委員 都市計画のほうでちょっとお聞きしたいんですが、この第1ページの書き方。法第28条の4とか。法というのはこちらから見ると、租税何かという分ですよ。一番最初のページにこのような書き方をするというのは、普通一般的にこうなるんですか。何か説明があつて、これを法というならわかるんですが。

高橋都市計画課長 別表の第10をごらんいただきますと、租税特別措置法、括弧昭和32年云々という、そのくんだりから始まっておりますので、租税特別措置法とお読み取りいただければと思います。以上です。

松尾数則委員 最初に法とあると、どうも建築基準法かなということがどうも頭があるもんですから、こういう書き方をするんですね。

高橋都市計画課長 一部ということで、よろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 前段があるんだと。ほかに。民福の関係、皆さん、ないですか。「なし」と呼ぶ者あり）なければ、質疑を打ち切ります。きょうの連合審査、大変御協力ありがとうございました。以上で終わります。

午後1時40分 散会

平成26年3月4日

民生福祉常任委員会委員長 下瀬俊夫

産業建設常任委員会委員長 松尾数則